

左廿の要うと進んでアノレガハ、障効と素案
清口と左案に述ぶ所をウウテ、財政改
革、非々待難と殊と鉄道は計、非々鳴
らしカニ依テ消費ス、消費、業上、額と上り
亦債の派老増加し、財力少シ酒場、
モ彼ノ補助鉄道は、財政道、如キ、
五と境、ト、早、如、其、収入、如、
ナリ、如、見、疑、
如、中、
投、
業、
並、
テ、
在佛國日本公使館

MT 1.6.3.2-1 535

厄と陥し飢饉大次存り、
是、
如、
再、
リ、
設、
干、
我、
ハ、
カ、
コ、

MT 1.6.3.2-1 536

左甘史におお洛の條を曰くカリーはじのウイテ
ソ限テ大蔵省の改革ヲ施ス中ニ排外
修テ者サ、勅指ヲ奉ルルニキリテ思ハレ
ウイテノ至事ナルニ事案等々コレウイテ
テアルバ目次突厄ソ受レズ蒙ルハ勅指
達カコレ後ノ大勅指ノ輝ルルニカカリテ知
ルニハモ亦宜シカゾカト

左甘史のウイテ曰ク、コレヤシ鉄道ノ不況をナル十
億ルバブル以上ノ費ヲ要スルニ而モ何事ノ成効ヲ見
ガリシニ其鉄道ノ用也又ソ又ハ延期スルノ止
リ得サルモノアリタレト由テ略サリテ夫レ勸め
鉄道ニ至テリテ事ニ宜ク改テ造ルルニテ之を
定成マテ、おまぬ等々等々之ヲ鉄道材料ニ至

在佛國日本公使館

子ロコト皆上ニ跡ヲ留メシニ嗚呼十億ノ金ニ
て何人ノ手ニカサレタリヤ是レ等ノ高直ノ目
ニ帝ノ臣ニ意ニリバ、ジャニニ至リタレハウイテ自
身自各ニタレテ行テ、コレノ詳勅ニ至ル
有カレ指仰テ、コレニ至レト

且後ニ左甘史の條、清スルル、露帝ノ意ニ帝
ニ多事ヲ施シ、露帝ノ長、ド、ソルスカ
Sakaki、ソ報中各大臣同ノ調和ヲナルニト、左
任ソ、左人ノ員ニシテ、然レ、コレノ財政ノ能
カ、然レ、コレノウイテ、ノ、決リ、汗、中、露、帝、ノ、意、ニ
故、コレノ、事、不、通、任、ノ、ナリ、他、レ、ノ、事、ヲ、知、ル、必
貨、幣、改、革、ノ、可、知、ノ、アリ、レ、改、正、ニ、貨、幣、制、ノ
害、ヲ、知、リ、ナ、カ、ラ、ス、テ、帝、ノ、意、ニ、事、院、ノ、意、ヲ、

MT 1.6.3.2-1 538

MT 1.6.3.2-1 537

REEL No. 1-1076

0408

秩序の思想は有るに就中財政を乱れ秩序
 ノ為ともなりて之が革新の思想を維
 ンカセウリノ巨
 一在ノ大ニ心ヲたスニ夢ヲセウ
 待ツ所ノ一
 此ナルモノアル所ナリトス
 爾カ如クニバカシク任令ニテ試
 騷ニ過キ
 茲ニテモ亦年々ニ行々ニハ
 行々ニテ
 後任トカニトスルノ下ニナリ
 茲ニテモ亦年々ニ行々ニハ
 行々ニテ
 果シテモテト余ニテ
 茲ニテモ亦年々ニ行々ニハ
 行々ニテ
 在佛國日本公使館
 茲ニテモ亦年々ニ行々ニハ
 行々ニテ
 堅ク得ルモノアリテ
 茲ニテモ亦年々ニ行々ニハ
 行々ニテ
 工業業上ニテ
 茲ニテモ亦年々ニ行々ニハ
 行々ニテ
 同ニテモ亦年々ニ行々ニハ
 行々ニテ
 確固ニテモ亦年々ニ行々ニハ
 行々ニテ
 二番ニテモ亦年々ニ行々ニハ
 行々ニテ
 ナリトモ亦年々ニ行々ニハ
 行々ニテ

MT 1.6.3.2-1

542

MT 1.6.3.2-1

541

REEL No. 1-1076

0410

カニ号

右ノアガヒノ廿史ノ得者ノ大要アリ故ニ其ノ詳細
ハ別紙附送ノニ小冊子ニ就キ書クモ有リ
得又ニ多ク於テハ其ノ事年ノ際迄
應道ナル御然ヤウイテハ其ノ
多相ニ至リテ其ノ事年ノ際迄
也ニ有リテ其ノ大要ハ其ノ事年ノ際迄
和ニ年ノ一カニ其ノ事年ノ際迄
也ニ有リテ其ノ大要ハ其ノ事年ノ際迄
具載ヤシト有リ

明治廿三年一月十一日

在佛國日本公使館

在佛

特命全權公使平野



外務大臣野村吉三郎

追テ奉テ其ノ事年ノ際迄
使在佛中ノ事年ノ際迄
其ノ事年ノ際迄

MT 1.6.3.2-1 546

MT 1.6.3.2-1 545

REEL No. 1-1076

0412